

石巻市保健相談センターほか2施設で使用する電力の供給仕様書

1 概要

- (1) 需要場所 「別添資料1」のとおり
- (2) 業種及び用途 官公庁（保健センター）

2 仕様

- (1) 電力供給条件 「別添資料1」のとおり

- (2) 契約電力及び予定電力使用量

ア 契約電力 常用電力 724 kW (各施設合計)

※ 契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測し、算定される値が原則としてこれを超えないものとする。

イ 予定使用電力量 1,621,152 kWh (各施設合計)

(月別の予定電力使用量は、別添資料2のとおり。)

上記の予定電力使用量は、あくまでも予定であるため、電力の需給を確約するものではないことを注意すること。

- (3) 契約期間

令和4年4月1日午前零時から令和7年3月31日午後12時まで

- (4) 需給地点 対象建築物の石巻市所有の開閉器の電源側接続点

- (5) 電気工作物の財産分界点 需給地点に同じ

- (6) 保安上の責任分界点 需給地点に同じ

- (7) 力率

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書の定めのないその他の供給条件については、「電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年6月11日成立）」の施行後において、当該地域を管轄する「一般送配電事業者」に相当する者が定める「託送供給等約款」に相当する条件による。

なお、令和2年度における実績力率は100%であり、令和3年度以降も100%を維持する見込み。

3 その他

- (1) 仕様書にない事項については、落札者の約款条件とする。

- (2) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿（以下「承認簿」という。）の「物品」に登録のない者が本契約の相手方となったときは、本市における直近の競争入札参加手続期間において、承認簿の「物品」の参加申し込みを行うこと。

4 暴力団等の排除について

- (1) 受注者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成

20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。)別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。

- (2) 受注者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者及び石巻警察署長又は河北警察署長(以下「管轄警察署長」という。)から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を発注者が発注する建設工事等に係る下請負人(一次及び二次下請以降全ての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。)又は再受注者(再受注以降の全ての再受注者を含む。以下同じ。)としてはならない。
- (3) 受注者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受注者(以下「下請負人等」という。)としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めことがある。
- (4) 受注者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者(以下「暴力団員等」という。)による不当要求又は妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力(以下「警察への通報等」という。)を行うこと。
- (5) 受注者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書(発注者が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式(石巻市ホームページに掲載))により発注者に報告すること。
- (6) 受注者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 受注者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる場合等の被害が生じた場合は、担当課長と協議を行うこと。
- (8) 発注者は、受注者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。